

高砂市青春文化賞表彰基準について

高砂市青春文化賞の対象となる学術及び文化の分野は多岐にわたり、その業績を数量等ではかることは極めて困難であり、かつ、異なる分野を一定の尺度で比較することは不可能である。したがって、選考にあたっては個々の業績について検討し、判断するほかないが、一般的には次のようなことが考えられる。

(受賞者数)

原則1年に若干名とする。ただし、学術及び文化の興隆に貢献し、その功労が顕著であったものが推薦された場合は、この限りではない。

(部門)

- (1) 学術部門
- (2) 美術部門（絵画、書道、写真、彫塑、工芸、デザイン等）
- (3) 文芸部門（小説、漫画、評論、詩歌、戯曲、アニメ（動画、ショートムービーも可）等）
- (4) 芸能部門（音楽、演劇、舞踊、映画、寄席芸能等）
- (5) 地域文化部門

(表彰対象)

(1) 学術部門

その成果を研究論文や著作を発表したことがあり、学術専門分野の賞を既に受賞したことがあるもの。ただし、その功績が特に顕著であればこの限りではない。

(2) 美術部門（絵画、書道、写真、彫塑、工芸、デザイン等）

公募展において入賞をしたことがあるもの。ただし、その功績が特に顕著であればこの限りではない。

(3) 文芸部門（小説、漫画、評論、詩歌、戯曲、アニメ等）

文芸誌（WEB掲載も可）などに作品を発表し、著作物を刊行したもの又は文芸コンテストにおいて入賞したことがあるもの。ただし、その功績が特に顕著であればこの限りではない。

(4) 芸能部門（音楽、演劇、舞踊、映画、寄席芸能等）

コンテスト（コンクール）において入賞をしたことがあるもの、創作活動において全国的評価を受けているもの、自主公演を開催したもの。ただし、その功績が特に顕著であればこの限りではない。

(5) 地域文化部門

市民の文化・芸術活動の育成支援、普及活動、文化・芸術活動を担う人材育成への貢献、文化・芸術環境づくりに継続して取り組み文化振興に係る功績がきわめて顕著なものうち、いずれかに該当するもの。

(6) 前各号に定めるもののほか、その功績が特に顕著であり、高砂市の名を高め、表彰に値すると認められるもの。